

第五期宮城県ニホンザル管理計画（案）の概要

1 計画の目的及び背景

「人とニホンザルとの良好な関係」の再構築に向けて、平成18年3月に「宮城県ニホンザル保護管理計画」を策定し、県及び市町村は追い上げや被害防除対策等の保護管理事業を実施してきた。

これまでの取組により、群れ及び個体数の大幅な増加は抑制されているが、依然として農作物等被害が発生し、新たに被害が発生した地域もあることから、保護管理事業を継続する必要がある。

このことから、第五期宮城県ニホンザル管理計画を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内でニホンザルの生息する9市町（純野生個体群の生息する金華山（石巻市）は除く。）

仙台市、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、加美町、角田市、山元町

5 管理の現状

県内の群れの把握状況（金華山の純野生個体群6群は除く。）

県内には7つのポピュレーションに54群、2,246頭が生息すると推定される。そのほか、群れ外オス674頭が生息すると推定され、総個体数は2,920頭（令和3年2月現在）。

6 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 基本的な考え方

「良好な関係」の構築・維持のため、市町村や近隣県と調整しつつニホンザルが生息できる山地・里山等の整備に努めるとともに、県の調査結果に基づく加害レベル判定に応じた保護管理に努める。

(2) 個体数・群れの調整

個体数の増加や新たな群れの発生などに伴う農作物等被害の増加を抑制するため、県の調査結果も参考に対象区市町が策定する実施計画に基づき、捕獲などの選択的排除を実施する。

なお、計画対象区域外の市町村については、有害鳥獣捕獲を実施する。

(3) 農作物等被害の防除に関する目標

市町村において、長期的に被害が減少するよう、これまでの防除対策の実施状況と被害内容及び被害額などの推移から次年度以降の指標を定め、効果的な対策が継続できるように支援する。

7 その他管理のために必要な事項

県は、ニホンザル調査事業を継続して実施し、変動する群れの性質や行動内容によって加害レベル判定を行い、生息地域のある市町村に対して調査結果を提供することにより、実施計画の作成や被害防除などを支援する。

※「良好な関係」とは、人とサルとが一定の距離を保ち、サルは農作物に依存せず、奥山に入らなければ簡単に見ることのできない存在として、両者が一定の緊張感を維持している状況をいう。